平成３１年4月９日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

仮想通貨取引の個人所得課税申告について

近年、インターネットを通じて電子的に取引される仮想通貨の取引量が急増しています。こうした中、国税庁は「納税者による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備を図る」とし、平成30年11月21日に『仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）』をホームページで公表しました。そこでこの『FAQ』について概要をまとめます。

１、仮想通貨の所得区分
仮想通貨取引により生じた利益は、原則として雑所得に区分されます。ただし、仮想通貨取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合などは、事業所得に区分されます。譲渡所得にはなりません。

２、所得金額の算出
保有する仮想通貨を売却（日本円に換算）した場合の所得金額は、その仮想通貨の売却価額と売却した仮想通貨の取得価額との差額となります。

所得金額　＝　売却価額－（取得価額＋あれば必要経費）

∇取得価額とは
取得時の支払対価に手数料等の付随費用を加算した額

∇取得価額の計算方法
移動平均法又は総平均法（法定評価方法は総平均法）

∇必要経費とは
・売却の際に支払った手数料等
・上記の他、インターネット等の回線利用料、パソコン等の購入費用（あるいはその減価償却費）などについては、その取引の記録に基づいて業務の遂行上直接必要であることが明らかである部分の金額に限り算入可

３、『年間取引報告書』
仮想通貨交換業者を通じた仮想通貨取引については、毎年『年間取引報告書』が送付されます。『年間取引報告書』の記載内容は、①年始数量　②年中購入数量　③年中購入金額　④年中売却数量　⑤年中売却金額　⑥移入数量　⑦移出数量　⑧年末数量　⑨損益合計　⑩支払手数料　であり、申告に必要な金額が記載されています。

４、仮想通貨で商品を購入した場合
保有する仮想通貨で商品を購入した場合には、保有する仮想通貨を譲渡したことになり、仮想通貨を売却した場合と同じく計算は前述２の通りです。

５、『仮想通貨の計算書（総平均法用）』
平成30年11月21日に国税庁のホームページで『仮想通貨の計算書（総平均法用）』が公表されています。Excelファイルで、前述の３『年間取引報告書』に記載の各項目を入力すれば所得金額を計算することができます。

仮想通貨取引につきましては、関連書類を保存の上担当者にご相談ください。

文責　経営支援部第２課　林田真波